

仕 様 書

1 件 名

児童施設災害時等緊急メール配信システム構築及び運用業務委託

2 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 業務概要

保護者向け等情報配信システムの構築業務委託とする。

- (1) システム稼動に必要な設定補助、コンサルティング作業
- (2) システム構築業務
- (3) 管理者、運用者向け操作マニュアルの整備と操作方法に対する説明会の実施。

5 前提条件

- (1) ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) 認証及びプライバシーマーク付与認定を取得していること。
- (2) クラウドサービスの提供組織として ISO/IEC 27017 (JIS Q 27017) 認証を取得していること。
- (3) 3年以内に人口20万人以上の地方公共団体を対象とした学校または児童福祉施設等向け配信サービスを提供した実績があること。
- (4) 東京都内において1件以上の同システムに関わる導入実績を有すること。
- (5) システムの導入・設定及び、システムの運営・管理について、第三者に委託する事なく受託者側で行うこと。
- (6) 個人情報を取り扱う上で十分な配慮がされたサポートを行うため、サポート体制に個人情報保護士の資格を有する者が配置されていること。
- (7) WEB説明会を1回行なうこと。なお、同日の場合最大2回まで実施が可能とする。
- (8) 多様な利用者に対して、明瞭かつ容易にサービスを利用できるようにするため、メディアユニバーサルデザイン (MUD) アドバイザー認定を受けた担当者を配置し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したデザインがされていること。
- (9) 港区内で利用することができ、発注者が専用管理画面を通じて一元的に各施設の運用状況を確認できる仕組みであること。なお、具体的な対象の施設は別紙1の通りとする(約200施設程度)。なお、年度途中や年度更新の際に施設数を増減できる仕組みであ

ること。

(10) 最大 13,000 名までの子どもの登録ができること。

(11) 1 人の子どもに対して保護者の連絡先をメールアドレス・スマホアプリ（端末）で合計 4 つまで設定できること。また保護者は登録状況をアプリで確認できること。

6 システム概要

(1) データセンターについて

提供されるシステムは日本国内のデータセンター内に構築されたクラウド型のサービスであること。

(2) 専用アプリ・メールによる保護者向け連絡システムについて

①施設から保護者に対してメッセージを配信できるシステムであること。

②メッセージ配信の目的や、配信の対象となる利用者の系統に応じたチャンネル(グループ)を設置することができること。

③チャンネル単位で運用担当者を設定できる仕組みであること。

④保護者から子どもに関する欠席・遅刻連絡、アンケートへの回答、健康状態の連絡が可能な仕組みであること。

(3) 外国語対応について

日本語が理解できない利用者へサービスを提供するために、利用者の選択によって複数の言語で情報を表示できる仕組みがあること。

7. 専用アプリ・メールによる保護者向け連絡システムの運用アカウントについて

システムから提供される管理画面を通じてシステム運用を行う運用アカウントには施設種別管理者、施設管理者、チャンネル運用者があり、その役割に応じた機能が用意されていること。

(1) 施設種別管理者

①複数の施設を一元管理するエリア管理者用アカウントでは、全施設の一覧とその設定状況を確認することができること。

②各施設に対してその施設での運用状況を閲覧できること。

③各部署に所属する施設のチャンネルを登録した利用者に対し、画像または PDF の電子ファイルを添付して全体的な配信ができること。

(2) 施設管理者

①施設の管理者用アカウントではチャンネル運用者の管理、子どもの登録管理、チャンネルの管理を行うことができること。

②施設が運用するすべてのチャンネルに対しての操作権限を持ち、操作を行うことができること。

(3) チャンネル運用者

①チャンネル運用者アカウントでは施設管理者から付与されたチャンネルに関する権限に

応じて、利用者に対してメッセージ配信、その他の拡張機能进行操作できること。

②タイムラインへの投稿権限を付与された場合、タイムラインへの記事の投稿ができること。

③付与された権限に応じて、属性情報を閲覧することができること。

8 専用アプリ・メールによる保護者向け連絡システムの管理者側機能について

(1) 子どもの登録管理機能

施設に属する子ども情報の追加、編集、削除ができること。

(2) チャンネル管理機能

①チャンネルを新規作成する場合は、施設に登録してある子ども情報と利用者を紐づける保護者用チャンネル、子ども情報と利用者の紐づけを行わない一般用チャンネルから選択ができること。

②チャンネル名、チャンネル説明文、サムネイル画像を編集できること。

③1 つのチャンネルに対して複数のチャンネル運用者を割り当てることができ、さらに担当者ごとにメッセージ配信権限の有無を設定できること。

④チャンネルごとの利用者一覧と利用者数を確認できること。

(3) 利用者の操作に関する設定

①利用者がチャンネル登録する際のパスワードを設定できること。

②利用者が専用アプリでチャンネルを検索する際に、チャンネル名によるキーワード検索の可否を設定できること。

③利用者がチャンネルを登録する際に、それに関連する特定のチャンネルを同時登録させるための設定ができること。

④利用者がチャンネルを登録時に入力する属性情報を設定できること。また、メッセージ配信時における対象者の絞り込み条件として属性情報を利用できること。

(4) 利用者向け登録手順書作成機能

①専用アプリとメールでの登録手順を記載した、利用者向けの登録手順書を管理画面からダウンロードできること。

②登録手順書にはチャンネル登録のために必要なチャンネルコード、チャンネルパスワード、QR コード、メール利用者登録用メールアドレスが自動で挿入されること。

③保護者チャンネルの登録に必要な子ども ID が記載された個別の子ども ID 通知書を別途印刷できること。本通知書に関しては管理画面から印刷用に最適化された状態で直接印刷できる仕組みがあり、ダウンロードによるデータ紛失などが起こりにくい工夫がされていること。

(5) メッセージの作成・配信機能

- ①配信するメッセージは件名、本文に分けて入力できること。
- ②メッセージには「緊急」、「重要」、「要回答」、「注意喚起」、「持ち物」、「行事」、「協力依頼」等の配信タグを付与することができ、配信するメッセージの緊急度や重要度を利用者に知らせることができること。
- ③メッセージを配信する際は、チャンネルに登録している利用者の属性によって配信対象者の絞り込みができること。
- ④保護者用チャンネルからメッセージを配信する際は、子どもの所属する施設によって配信対象者の絞り込みができること。
- ⑤画像またはPDFの電子ファイルをメッセージに複数添付して配信できること。
- ⑥配信日時を指定する予約配信ができること。また、予約配信設定後も予約日時に達していないものは内容の編集、取消が可能であること。
- ⑦利用者の既読状態を確認したいメッセージに対して、配信時に既読確認の設定ができること。
- ⑧各施設において保護者への連絡用として代表的に利用するチャンネル(代表チャンネル)では、メッセージを配信する際に、他のチャンネルの登録者に対しても同時にメッセージを共有できる仕組みがあること。

(6) メッセージの引用作成の機能

- ①メッセージの配信内容を事前設定した配信テンプレートを利用して、新規メッセージの作成ができること。また、配信テンプレートはチャンネルごとに作成・管理することができること。
- ②配信済みや保存済みのメッセージから内容を引用コピーして新規メッセージを作成できること。
- ③メール利用者に対する配慮のため、メッセージ内に機種依存文字が入力されていた場合には、自動的に機種依存とされない文字に変換されること。
- ④特定電子メール法に従い、配信されるメッセージにオプトアウト(配信の停止)をするための、URLが自動で付与されること。

(7) メッセージ配信履歴の確認機能

- ①過去に配信されたメッセージをチャンネルごとに一覧で確認することができること。
- ②メッセージの詳細画面では配信されたメッセージ内容が確認できること。
- ③既読確認設定がされているメッセージに対しては、各利用者の既読状態を確認することができること。また、未確認者のみを絞りこんでメッセージを再通知できる仕組みがあること。

(8) メッセージ全体配信機能

①「管轄する施設が運用するチャンネルに登録する利用者全体」または「管轄する施設が運用する保護者チャンネルに登録する利用者全体」に対してテキストのメッセージを配信できること。また、対象となる施設を選択して絞り込むこともできること。

(9) アンケートの作成・配信機能

①アンケートの設問に対する回答には単一選択、複数選択、テキストの回答形式を利用できること。

②単一選択の回答形式場合、特定の回答を行った利用者に対して追加の設問を設定できる仕組みがあること。

③作成したアンケートをメッセージに添付して、利用者に配信することができること。

④アンケートの集計方法に対するタイプとして、回答者の特定ができる記名式アンケートと回答者を特定できない匿名アンケートがあり、アンケートの用途に応じて使い分けができること。

⑤匿名アンケートにおいても、一部の設問に対しては回答者の特定を行えるように、記名式の設問を追加できること。

⑥回答用のページはアンケートごとに設定される任意の設問数に応じて適切なページングができること。

(10) アンケート回答結果の機能

①回答結果画面では利用者の回答状況の確認、利用者からの回答結果に対する全体集計と個別集計を確認することができること。

②回答状況の確認では、利用者の回答状況を一覧で確認することができること。また、アンケートの未回答者に対しては回答を催促するための再通知を行うことができること。

③全体集計では設問ごとに全回答者の集計結果を確認することができること。また、特定の回答を行った利用者グループを絞りこんでメッセージ配信できる仕組みがあること。

④個別集計は回答者個々の回答結果を一覧で確認できること。また、匿名アンケートの場合においては利用者情報が表示されないこと。

⑤集計結果は CSV にてダウンロードできること。

9 専用アプリ・メールによる保護者向け連絡システムの利用者側機能(専用アプリ)

(1) Google Play、App Store からダウンロードした専用アプリをインストールできること。

(2) 専用アプリの動作保証環境としては、契約締結時に Android8.0 以上及び、iOS13.0 以上のスマートフォン、タブレットに対応すること。また、最新の OS がリリースされたときは速やかに無償で対応すること。

(3) 利用者はチャンネルコード、QR コード、チャンネル名を利用して登録したいチャンネルを

検索することができる。

(4) 利用者は登録したいチャンネルを検索後、施設から提供される ID・パスワード等のチャンネルの登録情報を入力することで、チャンネルに登録することができること。

(5) 利用者は、チャンネルを複数登録することができること。また、チャンネルの登録解除は専用アプリから利用者が自由にできること。

(6) 専用アプリは以下の表に記載する機能別要件を満たしていること。

機能名	要件
メッセージ受信	・チャンネルごとに受信したメッセージ一覧が表示され、選択したメッセージ詳細画面からメッセージの内容を確認できること。 ・詳細画面ではメッセージのタイトル、本文、配信時刻、配信タグ、添付ファイル等を確認することができること。 ・同一チャンネルに登録している子どもが複数存在する場合は、メッセージの一覧画面から対象の子ども宛のメッセージのみを絞りこんで表示することができること。 ・チャンネルごとにメッセージ受信時の通知設定の有効/無効を設定することができ、有効の場合はスマートフォンの PUSH 通知を受け取ることができること。 ・既読確認依頼がついたメッセージは、メッセージの詳細ページから既読確認ボタンを押すことで、そのメッセージを読んだことを明示的に運用者に伝えられること。
アンケートへの回答	・メッセージに添付されたアンケートのリンクから回答ができること。 ・回答入力 is 適切なタイミングでサーバーサイドに一時保存される仕組みがあり、利用者が途中で回答作業を中断した場合でも、一時保存されたところから再開できること。

(7) 利用者側機能(メール)

①利用者は各チャンネルから提供される登録用メールアドレスに空メールを送信することで、チャンネル登録用 URL が記載されたメールを受信することができる。

②チャンネル登録用 URL から登録用ページにアクセスし、必要な登録情報を入力することで、登録ができること。

③メール利用者用のマイページに ID、パスワードを入力してログインすることで、各種設定変更、チャンネルの登録解除、拡張機能の利用ができること。

④メール利用者向け機能は以下の表に記載する機能別要件を満たしていること。

機能名	要件
メッセージ受信	・チャンネルからのメッセージは送信情報にチャンネル名称が含まれたチャンネルごとの専用メールアドレスから受信できること。 ・メッセージにファイルが添付されている場合は、メール本文のファイルダウンロード用の URL にアクセスし、マイページにログインすることでファイルをダウンロードできること。 ・メッセージに既読確認が求められている場合は、メール本文に含まれる確認 URL にアクセスすることで、そのメッセージを確認したことを運用者に伝えられること。
アンケートへの回答	専用アプリと同様

10 専用アプリの多言語対応

- (1) 自動翻訳設定がされた特定のチャンネルから配信されたメッセージ、およびタイムラインの記事の内容は自動翻訳されること。また、英語、中国語（簡体字）、ハングルを基本とし多言語に対応すること。
- (2) 各施設から利用者に配布される登録手順書については日本語の他に英語、中国語（簡体字）、ハングルを基本とし多言語に対応したものが用意されていること。
- (3) 専用アプリの初回起動時に端末の言語設定が日本語以外であった場合、利用者に言語設定変更を促す画面を表示し、初回の利用者設定を容易に促す仕組みがあること。
- (4) 専用アプリにおいて利用者がメニューから言語設定を行うことができ、設定された言語で自動翻訳された言語でメッセージおよびタイムラインの記事を閲覧できること。原文表示ボタンを押すことで原文を確認することもできること。

11 データセンターおよびシステムセキュリティ

- (1) 文部科学省が策定する「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年12月度版)」に記載された「1.9.2 クラウドサービスの利用における情報セキュリティ対策」および「1.9.3 パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項」に準拠したデータセンターの選定、システム運用が実施されていること。
- (2) 日本国内のデータセンターを利用したシステムが構築されていること。また本システムで利用するデータのバックアップの保管先についても海外ではなく国内の複数個所にあるデータセンターで実施されていること。
- (3) データベースのデータは日次のフルバックアップを行い、最低1ヶ月以上の世代管

理を行うこと。

- (4) データベースサーバーは、インターネットから直接アクセス可能なウェブサーバーとは分離されたシステム構成とし、個人情報情報を保存するデータベースについては適切な暗号化が実施されていること。
- (5) ファイアウォールを導入し、システムを利用するために必要な最低限の通信のみ許可するセキュリティ設計が行われていること。また、管理画面への接続、専用アプリからリクエストされるインターネット介した通信については TLS により暗号化されていること。
- (6) システムを構成する各種サーバーに対する死活状況、リソース状況等のシステム稼働状況を有人により 24 時間 365 日で監視する仕組みが運用されており、異常を検知した場合は、迅速に復旧対応できる体制が維持されていること。
- (7) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する「安全なウェブサイトの作り方(改定第7版)」に記載された内容に準拠した適切なセキュリティ対策が実施されていること。
- (8) 受注者は個人情報について、別紙3「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に協力すること。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
- (10) 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (11) 港区個人情報保護条例、港区情報安全対策指針の趣旨、内容を理解するとともに、個人情報の適正な管理、保護を徹底すること。
- (12) 当該受注業務で知り得た個人情報などを他に漏らさぬことを契約条項に記載し遵守すること。また、受注業務の範囲を超えたデータの複製・加工等は禁止する。
- (13) 個人情報保護に関する管理責任者を配置し、個人情報保護の徹底を図ること。

12 保守

- (1) システム運用・操作に関する問合せを受付するためのヘルプデスクを設置すること。
(会社休業日を除く、平日午前9時00分から午後5時30分まで。)
- (2) 運用アカウント向け管理画面からシステム操作に関する電子ファイル、動画マニュアル等を閲覧できること。
- (3) システム障害時には、365 日体制で電話を受け付けられる緊急窓口を用意すること。
- (4) 24 時間 365 日体制でシステムを監視し、システム停止等の障害発生時には速やかに復旧できる体制が整備されていること。
- (5) 保護者からのからの登録方法の問い合わせに対応するコールセンターを開設すること。(会社休業日を除く、平日午前9時00分から午後5時30分まで。)

- (6) 利用者からよくある問合せ内容については専用の FAQ サイトに掲載し、利用者が自己解決できる仕組みを用意すること。

13 支払方法

支払いは一括払いとし、業務履行確認後、受注者からの請求に基づき支払う。

14 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

15 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。

- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日付改正 28 環車規第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

16 問合せ先

港区子ども家庭支援部子ども政策課子ども政策推進係 島田

電話 03-3578-2849 ファクシミリ 03-3578-2759

令和6年4月1日現在

				管轄支所				管轄支援部						
全体NO	区分NO	区分	施設名(グループ)	芝	麻布	赤坂	高輪	芝浦港南	子ども政策課	子ども若者支援課	保育課	子ども家庭支援センター		
1	01	公立保育園(こども園含む)	芝保育園	○							○			
2			芝公園保育園	○								○		
3			本村保育園		○								○	
4			南麻布保育園		○								○	
5			西麻布保育園		○								○	
6			麻布保育園		○								○	
7			元麻布保育園		○								○	
8			飯倉保育園		○								○	
9			赤坂保育園				○						○	
10			南青山保育園				○						○	
11			青山保育園				○						○	
12			高輪保育園						○				○	
13			伊皿子坂保育園						○				○	
14			白金保育園						○				○	
15			こうなん保育園							○			○	
16			台場保育園							○			○	
17			芝浦アイランドこども園							○			○	
18			しほうら保育園							○			○	
19			たかはま保育園							○			○	
20			神明保育園		○								○	
21			しほうら保育園分園							○			○	
22	02	私立保育園	東麻布保育園		○						○			
23			神応保育園									○		
24			愛里保育園									○		
25			みつばち保育園									○		
26			みなと保育園									○		
27			ベネッセ港南保育園									○		
28			アスク芝浦4丁目保育園									○		
29			まなびの森保育園麻布									○		
30			ミアヘルサ保育園ゆかりん港南									○		
31			小字館アカデミー南青山保育園									○		
32			まちの保育園六本木(分園含む)									○		
33			にじのいるか保育園芝浦									○		
34			アイグラン保育園赤羽橋									○		
35			ミアヘルサ保育園ゆかりん白金									○		
36			太陽の子南麻布保育園									○		
37			太陽の子三田保育園									○		
38			太陽の子芝浦三丁目保育園									○		
39			太陽の子南青山保育園									○		
40			アイグラン保育園元麻布									○		
41			アイグラン保育園青山一丁目									○		
42			高輪夢保育園									○		
43	ニチキッズ白金台保育園									○				
44	太陽の子芝浦一丁目保育園									○				
45	グローバルキッズ港南保育園									○				
46	赤坂ちとせ保育園									○				
47	太陽の子シーバンス保育園									○				
48	太陽の子三田五丁目保育園									○				
49	アイグラン保育園南麻布									○				
50	グローバルキッズ虎ノ門保育園									○				
51	アスク芝公園保育園									○				
52	太陽の子赤坂保育園									○				
53	ミアヘルサ保育園ゆかりん高輪									○				
54	アンジェリカ田町保育園									○				
55	こころ新橋保育園									○				
56	03	認証保育所	AIAL NURSERY 麻布十番								○			
57			コスモス西麻布保育園									○		
58			ふたばクラブ港南保育園									○		
59			高輪さつき保育園									○		
60			小増ナーサリースクール浜離宮									○		
61			ふたばクラブ東麻布保育園									○		
62			えほんのもり白金台保育園									○		
63			さくらさくみらい高輪									○		
64			ミアヘルサ保育園ひびき白金高輪									○		
65			ミアヘルサ保育園ゆかりん港南緑水									○		
66			ミアヘルサ保育園ゆかりんはあと									○		
67			デイズ保育園芝浦									○		
68			ニチキッズ芝公園保育園									○		
69			まなびの森保育園麻布十番									○		
70			麻布十番ちとせ保育園									○		
71			赤坂山王保育園									○		
72			赤坂クレア保育園									○		
73			うれしい保育園白金高輪									○		
74			ほっぺるランド高輪二丁目									○		
75			にじのいる保育園海岸三丁目									○		
76			おはよう保育園のあおやま									○		
77	にじのいる保育園竹芝(分園含む)									○				
78	sakura保育園六本木									○				
79	リトルバズ保育園六本木									○				
80	アイグラン保育園白金台									○				
81	にじのいる保育園新橋									○				
82	太陽の子芝浦二丁目保育園									○				
83	汐留サニー保育園									○				
84	スターチャイルド白金高輪ナーサリー									○				
85	にじのいる保育園三田									○				
86	まちの保育園 南青山									○				
87	ポピンズナーサリースクール芝浦ベイ									○				
88	三田ブチ・クレイシュ	○								○				
89	ブチ・ナーサリー田町									○				
90	ホームデイク・六本木									○				
91	ニチキッズさわやか麻布十番保育園									○				
92	ポピンズナーサリースクール広尾									○				
93	ナーサリールーム									○				
94	ミアヘルサ保育園ゆかりん東麻布保育園									○				
95	コンピラザ白金台保育園									○				
96	ポピンズナーサリースクール白金台									○				
97	ニチキッズさわやか白金高輪保育園									○				
98	ポピンズナーサリースクール高輪									○				
99	アスクお台場保育園									○				
100	アンジェリカ保育園芝浦園									○				
101	ポピンズナーサリースクール芝浦									○				
102	ニチキッズさわやか港南保育園									○				
103	アンジェリカ保育園品川園									○				
104	04	港区保育室	ポピンズナーサリースクール赤坂								○			
105			青南保育室									○		
106			たまち保育室									○		
107			桂政保育室									○		
108			芝浦橋保育室									○		
109			志田町保育室									○		
110			南麻布三丁目保育室		○							○		
111			第二青南保育室									○		
112			五色橋保育室									○		
113			芝公園二丁目保育室		○							○		
114	05	小規模保育施設	白金三丁目保育室								○			
115			デイズ保育園麻布十番フォレスト									○		
116			sakura保育園									○		
117			にじのそら保育園芝浦									○		
118			港南あおぞら保育園									○		
119			デイズ保育園麻布十番									○		
120			ふらわあきつ保育園三田									○		
121			ごこく保育園西麻布		○							○		
122			こころナーサリー新橋									○		
123			ちやいんど はっぴびー！！白金保育園									○		
124	06	病児・病後児保育室	ふらわあきつ保育園新橋								○			
125			愛育クリニック附属あいく病児保育室									○		
126			とようろ小児科附属ひまわり保育室									○		
127			南青山病後児保育室									○		
128			芝浦こどもクリニック附属芝浦病児保育室									○		
129			チャイルドケアばんびに病児保育室									○		
130			赤坂山王病児保育室									○		
131			高輪児童館									○		
132			東山児童館									○		
133			白金台児童館									○		
134	07	児童発達支援センター	台場児童館								○			
135			飯倉学童クラブ		○							○		
136			赤坂子ども中高生プラザ			○						○		
137			高輪子ども中高生プラザ				○					○		
138			港南子ども中高生プラザ					○				○		
139			神明子ども中高生プラザ		○							○		
140			麻布子ども中高生プラザ						○			○		
141			芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ							○		○		
142			東麻布学童クラブ		○							○		
143			芝浦学童クラブ							○		○		
144	桂政学童クラブ							○		○				

119		坤広学童クラブ							○		
120		南麻布学童クラブ			○						
121		五色橋学童クラブ					○			○	
122	07	児童館、学童クラブ	放課GO→クラブおなりもん	○						○	
123			放課GO→クラブしば	○						○	
124			放課GO→クラブほんむら		○					○	
125			放課GO→クラブしろがね		○					○	
126			放課GO→クラブひがしまち		○					○	
127			放課GO→クラブなんざん		○					○	
128			放課GO→クラブしばうら				○			○	
129			放課GO→クラブあさぶ		○					○	
130			放課GO→クラブせいなん			○				○	
131			放課GO→クラブあおやま			○				○	
132			放課GO→クラブしろかねのおか				○			○	
133			放課GO→クラブしろがね				○			○	
134			放課GO→クラブあかばね	○						○	
135			放課GO→クラブあかさか			○				○	
136			放課GO→クラブこうなん				○			○	
137			ゆかしの杜学童クラブ				○			○	
138			赤坂子ども中高生プラザ青山館			○				○	
139			放課GO→クラブたかなわだい				○			○	
140			放課GO→クラブしばま				○			○	
141			放課GO→クラブみた				○			○	
142			子ども家庭支援センター（みなとキッズサポートセンター）		○						○
143			あつひい港南					○			○
144			あつひい港南					○			○
145			あつひい台場					○			○
146			あつひい港南四丁目					○			○
147			あつひい新橋	○							○
148			あつひい西麻布		○						○
149			子どもふれあいルーム		○				○		○
150	08	子育てひろば・一時預かり・保育サポート	あつひい芝浦				○				○
151			あつひい赤坂			○					○
152			あつひい白金台				○				○
153			P o k k e								○
154			あい・ぼーと								○
155			みなと保育サポート白金				○			○	○
156			みなと保育サポート港南四丁目					○		○	○
157			みなと保育サポート東麻布		○					○	○
158			みなと保育サポート赤坂			○				○	○
159			みなと保育サポート白金台				○			○	○
208	09	母子生活支援施設	メゾン・ド・あじさい								○
186	10	その他	南麻布みなとこども誰でも通園事業					○			
187			港区関連部署								
188			子ども政策課								
189			子ども若者支援課								
190	90	港区関連部署	保育課								
191			子ども家庭支援センター								
192			その他								
193			芝支所管理課								
194			麻布支所管理課								
195	99	各地区総合支所	高輪支所管理課								
196			赤坂支所管理課								
197			芝浦港南支所管理課								
198	01	公立保育園（こども園含む）	【施設長】公立保育園（こども園含む）								
199	02	私立保育園	【施設長】私立保育園								
200	03	施設保育所	【施設長】施設保育所								
201	04	港区保育室	【施設長】港区保育室								
202	05	小規模保育施設	【施設長】小規模保育施設								
203	06	病児・病後児保育室	【施設長】病児・病後児保育室								
204	07	児童館、学童クラブ	【施設長】児童館・学童クラブ								
205	08	子育てひろば・一時預かり・保育サポート	【施設長】子育てひろば・一時預かり・保育サポート								
207	09	母子生活支援施設	【施設長】母子生活支援施設								
208	10	その他	【施設長】その他								